

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

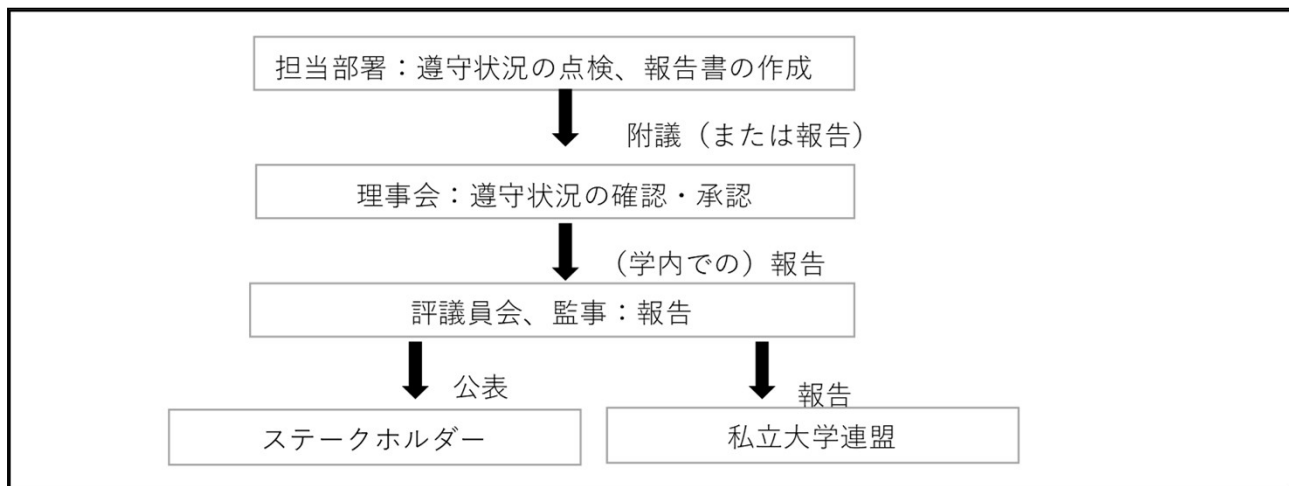
1. 法人名等

法人名	学校法人東京歯科大学
法人代表者	井出 吉信
担当部署	法人事務局総務部庶務課
お問合せ先	03-5275-1582

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守し、自主性、独自性を確保しつつ、自律的に学校法人を運営している。

遵守原則1-1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	教育研究目的や財務、人事等に関する事項を盛り込んだ7年間の中期計画（2025~2031）を策定し、その実施状況を確認のうえ、大学ホームページで公開し、広くステークホルダーに示している。

遵守原則1-2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事会及び評議員会に外部の有識者等を多く登用し、多様な意見を反映できるようにするとともに、理事会・評議員会の議決事項の明確化や監事との建設的な協働と相互けん制が行えるよう体制を整備した。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守し、歯科医師養成機関としての人材育成をするとともに、教育研究活動とその成果を通じて地域社会に貢献している。

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	建学の精神及び3つのポリシーを踏まえ、事業計画や達成目標等の具体的な行動指針を示すとともに、内部質保証システムの構築や自己点検・評価結果等を踏まえ、FDやIR等を活用して、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努めている。

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	歯科医師養成機関としての役割を担うよう方針を策定し、公開講座の開設等を通じて、社会・地域への貢献に取り組んでいる。また、自治体等の行政機関と協定を締結し、産学連携も推進している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守し、健全な大学運営について、広く社会から信頼を得られるよう説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努めている。

遵守原則3-1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	内部質保証システムを構築し、私大連監事監査ガイドライン等を参考に、監事監査規程等を改正・整備し、常勤監事の登用等その実効性を高めるとともに、会計監査人との連携を深め、その機能の実質化を図っている。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事・監事及び評議員の選解任については、私立学校法改正に伴い寄附行為及び同施行細則を改正のうえ、監事監査規程の改正や理事会、評議員会の運営規程を制定し、選解任の過程等における透明性の確保を図った。また、業務執行理事制度を導入し、理事の職務の執行監督機能の実質化を図った。さらに、内部監査室や公益通報制度を活用して研究活動等における不正行為等の防止に向けて取り組んでいる。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	情報公開にあたっては、必要な事項について、速やかにホームページに公開し、随時更新も行っている。幅広いステークホルダーが理解しやすいよう工夫をしている。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守し、建学の精神等の基本理念に基づき、研究活動の維持、継続、発展に努めている。

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事、評議員の定数は学校法人の規模及び実質的な議論ができることを考慮した数とし、学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用するとともに、理事会、評議員会では資料を事前に送付するなど、構成員からの意見を引き出すための議事運営を行っている。

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	教育研究活動継続の実現性を説明するため、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成するとともに、財政基盤の安定・強化のため、一部の施設譲渡を行うとともに、同窓会等との連携を図り、積極的な寄附の募集体制を整えている。